

別表(五) (主として外国の資格取得者で国土交通大臣が認定した方)

コード	資格区分
-----	------

301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業
303	大工工事業
304	左官工事業
305	とび・土工工事業
306	石工事業
307	屋根工事業
308	電気工事業
310	タイル・れんが・ブロック工事業
311	鋼構造物工事業
312	鉄筋工事業
313	舗装工事業
314	しゅんせつ工事業
315	板金工事業
316	ガラス工事業
317	塗装工事業
318	防水工事業
319	内装仕上工事業
320	機械器具設置工事業
321	熱絶縁工事業
322	電気通信工事業
323	造園工事業
324	さく井工事業
325	建具工事業
326	水道施設工事業
327	消防施設工事業
328	清掃施設工事業
329	解体工事業

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業
403	大工工事業
404	左官工事業
405	とび・土工工事業
406	石工事業
407	屋根工事業
408	電気工事業
409	管工事業
410	タイル・れんが・ブロック工事業
411	鋼構造物工事業
412	鉄筋工事業
413	舗装工事業
414	しゅんせつ工事業
415	板金工事業
416	ガラス工事業
417	塗装工事業
418	防水工事業
419	内装仕上工事業
420	機械器具設置工事業
421	熱絶縁工事業
422	電気通信工事業
423	造園工事業
424	さく井工事業
425	建具工事業
426	水道施設工事業
427	消防施設工事業
428	清掃施設工事業
429	解体工事業

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業
503	大工工事業
504	左官工事業
505	とび・土工工事業
506	石工事業
507	屋根工事業
508	電気工事業
509	管工事業
510	タイル・れんが・ブロック工事業
512	鉄筋工事業
513	舗装工事業
514	しゅんせつ工事業
515	板金工事業
516	ガラス工事業
517	塗装工事業
518	防水工事業
519	内装仕上工事業
520	機械器具設置工事業
521	熱絶縁工事業
522	電気通信工事業
523	造園工事業
524	さく井工事業
525	建具工事業
526	水道施設工事業
527	消防施設工事業
528	清掃施設工事業
529	解体工事業

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	---

1級技術者…	法第15条第2号イに該当する者 (5点)
2級技術者…	法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者 (2点)
その他の技術者…	法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者 (1点)
登録基幹技能者講習を修了した者…	建設業法施行規則18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者 (3点)

(参考)

◎建設業法第7条第2号イに規定する学科(建設業法施行規則第一条)

A	B
土 木 工 事 業 舗 装 工 事 業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建 築 工 事 業 大 工 工 事 業 ガ ラ ス 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建築学又は都市工学に関する学科
左 官 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 石 工 事 業 屋 根 工 事 業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗 装 工 事 業 解 体 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
電 気 工 事 業 電 気 通 信 工 事 業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業 清 掃 施 設 工 事 業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼 構 造 物 工 事 業 鉄 筋 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
し ゅ ん せ つ 工 事 業	土木工学又は機械工学に関する学科
板 金 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科
防 水 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
機 械 器 具 設 置 工 事 業 消 防 施 設 工 事 業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱 絶 縁 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造 園 工 事 業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さ く 井 工 事 業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建 具 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科

(参考)

登録基幹技能者について

許可を受けようとする建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、 登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、 登録PC基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者、 登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、 登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、 登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、 登録土工基幹技能者 登録発破・破碎基幹技能者、登録圧入工基幹技能者 登録送電線工事基幹技能者 登録あと施工アンカー基幹技能者 登録土質改良基幹技能者 登録都市トンネル基幹技能者 登録潜函基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録送電線工事基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、 登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、 登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者、登録ウレタン断熱基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者
さく井工事業	登録さく井基幹技能者

表の右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであり、かつ、当該受講資格を満たした状態で受講された方が対象です。(※1,※2)

※1 右欄の講習について、左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つでないものを平成30年3月31日以前に修了されている方は、当該実務経験を10年以上有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

※2 右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業以外の建設業(左欄にあるものに限ります。)に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであるものを修了された方は、加点対象とする建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

(参考)

レベル4技能者及びレベル3技能者について

認定能力評価基準	建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、钣金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のいずれかに計上することができます。

(参考)

◎項番５７「防災協定の締結の有無」で加対象となる特殊法人等一覧表

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年度法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)

首都高速道路株式会社	新関西国際空港株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社	西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社	沖縄科学技術大学院大学学園
日本中央競馬会	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人自動車事故対策機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人水資源機構
独立行政法人労働者健康安全機構	

V. その他

◎建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先

(知事許可業者)

主たる営業所の所在地	提出先	電話番号
名古屋市全域	都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室 (名古屋市中区三の丸3-1-2)	052-954-6502
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所 (名古屋市中区三の丸2-6-1)	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 (一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4)	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の区域	海部建設事務所 (津島市西柳原町1-1-4)	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 (半田市瑞穂町2-2-1)	0569-21-3233
岡崎市、西尾市、及び額田郡の区域	西三河建設事務所 (岡崎市明大寺本町1-4)	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 (知立市上重原町蔵福寺1-2-4)	0566-82-3114
豊田市、みよし市の区域	豊田加茂建設事務所 (豊田市常盤町3-2-8)	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 (新城市片山字西野畑5-3-2-1)	(代) 0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市及びの区域	東三河建設事務所 (豊橋市今橋町6)	0532-52-1312

本手引きで説明しています。基本的内容のお問い合わせを多くいただいています。お問い合わせの際は、再度御確認の上、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

◎申請書等用紙は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室のホームページからダウンロードして下さい。

URL <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>